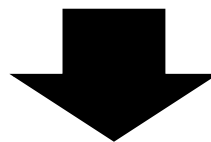


現状の問題意識

行政機関等に対する定期的な検査は、現状、おおむね2年ごとに実施しているものの、特定個人情報の安全管理措置等の水準については、各行政機関等ではばらつきがある状況。



今後は一律に同じ頻度で検査を行うのではなく、監視監督全体の検査頻度は維持しつつ、これまでの検査で把握した各機関のマイナンバーの管理状況、各機関の規模、特定個人情報の取扱量及び漏えい等事案の有無等を踏まえメリハリのついた検査を行うとともに、個人情報保護法による公的部門への実地調査との一体化も考慮し、より柔軟かつ効果的な立入検査を実施する。

委員会規則の改正点

検査周期を現行の

「おおむね2年ごと」 から 「おおむね1年から4年ごと」 へ変更